府中町立府中南小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する本校の基本姿勢

いじめはどの子供にも,どの学校でも,起こりうるものであり,次に示す視点を中心として取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

- 道徳教育の一層の充実を図る。
- 一人一人を大切にし、「分かった、できた」という授業づくりを進めていく。
- ・ 認め合い、励まし合う集団づくりを推進する。
- ・ 校内研修でいじめ防止につながる研修を行い、教職員の資質能力の向上を図る。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- 年2回、いじめ・体罰アンケートや個別面談による情報収集を行う。
- ・ いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密 な連携協力を図る。
- ・ 情報収集を綿密に行い, 事実確認をした上で, いじめられている児童の身の安全を最優先に考え, いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

(3)組織的な対応

- ・ いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止委員会を中心に対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭等と連携を取りながら指導を行っていく。

(4) 学校、家庭及び地域の連携

・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報 を伝え、理解を得るとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこ ととする。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

いじめ防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

- (1)「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - ・ 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
 - ・いじめ防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
 - ・ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。
- (2) いじめの防止等に係る組織

- ・ いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織 (「いじめ防止委員会」) を設置する。
- ・「いじめ防止委員会」を校務運営組織に位置付ける。
- (3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導
 - ・どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、い じめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
 - ・ソーシャルスキル・トレーニングを通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
 - ・ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族,相談機関に 伝えることは、適切な行動であることを理解させる。
- (4) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築
 - ・ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
 - ・ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
 - ・ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
 - ・ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
 - ・ 必要に応じて、外部専門家を招聘する。

(5) 重大事態発生時の対応

・ いじめにより、本校児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は府中町教育委員会に速やかに報告するとともに、いじめ防止委員会が中心となり、事実関係を明確にするための調査を実施する。さらに、調査結果については、府中町教育委員会に速やかに報告するとともに、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織(いじめ防止委員会)

- (1) 委員 校長,教頭,主幹教諭,教務主任,生徒指導主事,学年主任または生徒指導部員 特別支援教育コーディネーター,養護教諭,その他委員長が必要と認める者
- (2) 活動
 - いじめの未然防止の体制整備及び取組に関すること。
 - ・ いじめの状況把握及び分析に関すること。
 - ・ いじめを受けた児童に対する相談及び支援に関すること。
 - ・ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援に関すること。
 - ・ いじめを行った児童に対する指導に関すること。
 - ・ いじめを行った児童の保護者に対する指導に関すること。
 - ・ 専門的な知識を有する者等との連携に関すること。
- (3) 開催

原則月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるとき、委員会を開催することができる。

5 教育委員会や関係機関等との連携

いじめ問題が生起したときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また、府中町教育委員会に報告するとともに、臨時のいじめ防止委員会を開く。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、広島東警察署へ通報し連携を図る。